

○上峰町学校給食費補助金交付要綱

平成29年6月30日教育委員会要綱第3号

改正 平成30年10月17日教育委員会要綱第6号

改正 令和元年11月1日教育委員会要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により負担する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）を補助することによって保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援することを目的として、上峰町学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、上峰町補助金等交付規則（昭和57年上峰町規則第7号、以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内に住所を有し、上峰町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 町内に住所を有し、町外の小中学校又は町外の特別支援学校に通学する児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。
- (3) 上峰町要保護・準要保護児童生徒就学援助事務要綱（平成19年1月29日教委要綱第1号）に規定する学校給食費の支給を受けているとき。
- (4) 他市町村の制度により、学校給食費の補助又は免除を受けているとき。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保護者が負担する学校給食費の全額とする。ただし、保護者が国又は上峰町若しくはその他の地方公共団体から学校給食費の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、それぞれの金額を差し引くものとする。

2 前項に関わらず、行事食及びお祝い給食等付加額について上峰小中学校の全児童生徒の保護者及び教職員を対象に補助し、予算の範囲内において交付するものとする。

3 前条第1項第2号に該当する者にあつては、上峰町学校給食費を限度とする。
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次項又は第3項の規定に基づき補助金の交付申請書を提出するものとし、その提出時期については、教育委員会が別途指定する日とする。

2 第2条第1項第1号に規定する補助対象者の交付申請は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する補助対象者は、児童又は生徒が在学する学校の校長に対し、補助金を受領する権限及び受領した補助金をもって給食費に充当する権限その他補助金に関する一切の権限を委任した上で、上峰町学校給食費補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(2) 上峰町立上峰小(中)学校校長(以下「校長」という。)は、前号の申請書の提出があつたときは、申請書を取りまとめ、速やかに上峰町学校給食費補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 第2条第1項第2号に規定する補助対象者は、上峰町学校給食費補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、学校給食費補助金交付決定書(様式第4号)により校長及び第2条第1項第2号の申請者に通知し交付するものとする。

(補助金変更申請)

第6条 校長及び第2条第1項第2号の申請者は、申請額に変更が生じた場合は、学校給食費補助金変更申請書(様式第5号)を町長に提出し承認を受けなければならない。

(概算払)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(実績報告)

第8条 校長及び第2条第1項第2号の申請者は、学校給食費補助金実績報告書(様式第6号)をもって町長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出は、毎年4月末日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定により提出された実績報告書の内容を精査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し上峰町学校給食費補助金額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(会計帳簿等の整備)

第10条 会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年10月17日教育委員会要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月1日教育委員会要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

上峰町学校給食費補助金交付申請書

上峰町長 様

上峰町学校給食費補助金の交付を受けたいので、上峰町学校給食費補助金交付要綱第4条第2項第1号の規定により、下記のとおり申請します。また、申請内容の審査に必要な世帯の必要事項（住民基本台帳等、審査に必要な公簿）を調査することを承諾します。

申請者	氏名		印
	住所	佐賀県三養基郡上峰町大字	
	電話番号 (日中の連絡先)	()	

1. 補助対象児童・生徒			
氏名		生年月日	年 月 日
学校名	学校	年	組
交付申請額	円		

2. 委任状		
上峰町学校給食費補助金の申請に伴い、補助金の受領・補助金の学校給食費への充当・その他補助金に関する一切の権限を学校長に委任します。		
申請者氏名		印

※この申請書は、補助対象児童・生徒1名につき1枚提出してください。

様式第2号(第4条第2項関係)

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所

氏名 上峰町立上峰小(中)学校
校長

上峰町学校給食費補助金交付申請書

上峰町学校給食費補助金交付要綱第4条第2項第2号の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
- | | | | | |
|----|--------|----|----|---|
| 内訳 | 小学校補助額 | 円× | 人= | 円 |
| | 中学校補助額 | 円× | 人= | 円 |

2. 振込口座
- | | | |
|--------------|-------|---|
| 金融機関名 | 農協・銀行 | 店 |
| 科目 1 普通 2 当座 | 口座番号 | |
| 口座名義人 フリガナ | | |
| 氏名 | | |

3. 添付資料
- 1) 通帳の写し
 - 2) 給食費の額を証明する書

様式第3号(第4条第3項関係)

年 月 日

上峰町長 様

申請者住所
保護者氏名
児童等氏名(続柄) ()
電話番号

上峰町学校給食費補助金交付申請書

上峰町学校給食費補助金交付要綱第4条第3項の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
内訳 補助額 円× 人= 円
2. 学校名
3. 振込口座
金融機関名 農協・銀行 店
科目 1 普通 2 当座 口座番号
口座名義人 フリガナ
氏名
4. 添付資料
1) 通帳の写し
2) 給食費の額を証明する書

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

上峰町長

上峰町学校給食費補助金交付の決定について（通知）

年 月 日付けで申請がありました上峰町学校給食費補助金交付
については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定金額 金 円

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所
氏名

上峰町学校給食費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記の通り変更申請します。

記

1. 今回追加(減額)交付申請額 金 円

内訳 既交付決定額 金 円

変更後交付所要額 金 円

2. 変更を必要とする理由

様式第 6 号(第8条関係)

年 月 日

上峰町長 様

申請者 住所
氏名

上峰町学校給食費補助金交付実績報告書

上峰町学校給食費補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長

印

上峰町学校給食費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました上峰町学校給食費補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、上峰町学校給食費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助事業に要した経費 | 円 |
| 2 補助対象経費 | 円 |
| 3 補助金の交付確定額 | 円 |
| 4 その他 | |